

議案第 30 号

環境政策課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海町七釜郷の国道 202 号で発生した公用車の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 相手方 | 住所
氏名 |
| 2 | 損害賠償額 | 396,396 円 |
| 3 | 事故の発生概要 | 発生日時 令和 4 年 10 月 18 日 午前 9 時 40 分頃
発生場所 西海市西海町七釜郷七釜大橋交差点付近
国道 202 号 |
| 4 | 事故の状況 | 西海町七釜郷の七釜大橋付近の国道 202 号において、西海市リサイクルセンターに勤務する会計年度任用職員が、走行車線脇の車両に気をとられ、前方不注意により走行車線上の前方車両に追突し、当該前方車両の後部右側を破損させ、その運転者を負傷させたものです。 |

公用車事故等発生概要書

相手方	氏名		
	住所		
事故日時	令和4年10月18日 午前9時40分頃		
車名等		事故原因	当方の前方不注意
事故場所	西海市西海町七釜郷七釜大橋交差点付近 国道202号		
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input checked="" type="checkbox"/> 対人
事故概要	西海町七釜郷の七釜大橋付近の国道202号において、西海市リサイクルセンターに勤務する会計年度任用職員が、走行車線脇の車両に気をとられ、前方不注意により走行車線上の前方車両に追突し、当該前方車両の後部右側を破損させ、その運転者を負傷させたもの。		
事故状況略図	<p>△他車 ■相手車 ▲自転車</p>		
損害見積額	396,396 円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()